

議案第68号

大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年9月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例（平成25年条例第29号）の一部  
を次のように改正する。

第5条第2項中「及び第12条」を「、第12条及び第13条」に改める。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条を次のように改める。

（使用料及び使用回数券）

第11条 子ども未来館の施設のうち、わくわくらんど及びキッズタウンの使用料は、別表のとおりとする。

2 市長は、前項の施設を個人で使用する場合に限り、使用回数券を発行することができる。

3 使用回数券の料金は、別表に定める額とし、購入しようとする者は、発行を受けた際に納付しなければならない。

4 使用回数券の発行に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条の次に次の1条を加える。

（使用料の免除）

第12条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第11条関係）

使用料等の額

区分	個人	団体（15人以上） 1人当たり
1歳以上小学生以下	200円	100円
1歳未満	無料	
使用回数券	1,000円	

備考

1 使用料は、1日当たりの金額とする。

2 使用回数券は、1枚で1日限り有効とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。